

第31号議案

選挙長等の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

1 改正理由

選挙の実情に鑑み必要な規定を設けるほか、最近の物価の変動を考慮し、投票管理者および投票立会人の報酬額の見直しをする必要があるため。

2 改正内容

(1) 選挙の更正決定または繰上補充に係る選挙会（以下、「更正決定等選挙会」という）を開く場合における選挙長および選挙立会人の報酬額の新設

①選挙長 6,000円

②選挙立会人 5,000円

【改正の考え方】

現行では、更正決定等選挙会を開いた場合の選挙長および選挙立会人の報酬額について定めがないため、更正決定等選挙会を開いた場合でも通常選挙会と同額の報酬を支払う必要がある。

そこで、更正決定等選挙会における選挙長および選挙立会人の報酬額を新たに定めることとし、その額については、更正決定等選挙会が当選人の決定手続きのみであること、また、所要時間が短いことなどから、通常選挙会における報酬額の1/3とする。

(2) 投票管理者および投票立会人の報酬額の改定

報酬対象	改正後	改正前	(参考)23区平均
投票管理者	20,000円	18,000円	18,370円
投票立会人	16,000円	14,000円	15,130円
期日前投票管理者	17,000円	15,000円	16,239円
期日前投票立会人	14,000円	12,000円	13,204円

【改正の考え方】

投票管理者および投票立会人の報酬額は、平成10年以降、変更されていない。この間、社会情勢は大きく変化し、投票管理者等に求められる業務が増加・多様化する中、その責任は増している。

そこで、近年の物価変動を考慮し、投票管理者および投票立会人の報酬額を改める。

(3) 投票管理者および投票立会人の職務時間が投票時間に満たない場合における報酬額の改定

改正後	改正前
それぞれの報酬額を投票時間で除して得た額に、職務を執行した時間を乗じて得た額	職務を執行した時間が投票時間の2分の1であるときの報酬額は、それぞれの報酬額に2分の1を乗じて得た額

【改正の考え方】

現行では、投票管理者および投票立会人の職務執行時間が投票時間に満たない場合について、その報酬額を1/2とする規定となっているため、職務時間に見合った報酬額が支払われていない状況にある。

そこで、職務執行時間に見合う報酬額を支給できるよう、規定を改める。

3 施行期日

公布の日。

4 新旧対照表

次頁のとおり。

新旧対象表

○選挙長等の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

改正後	改正前
<p data-bbox="152 252 1149 331">○選挙長等の報酬および費用弁償に関する条例 昭和34年4月1日条例第6号 (報酬の額)</p> <p data-bbox="98 395 1149 430">第2条 選挙長等の報酬の額は、別表の定めるところによる。</p> <p data-bbox="98 443 1149 670">2 前項の報酬の額は、選挙または投票ごとの定額（期日前投票所の投票管理者および投票立会人が、その職務を執行したときは、日額）とし、選挙または投票を2以上同時に行う場合において同一人がそれぞれの選挙または投票の同一職務を執行したときは、一の選挙または投票の報酬額を超えることができない。</p> <p data-bbox="98 683 1149 957"><u>3 前項の規定にかかわらず、品川区選挙管理委員会が管理する選挙における当選人の更正決定または繰上補充に係る選挙会（以下「更正決定等選挙会」という。）を開く場合における選挙長および選挙立会人の報酬の額は、更正決定等選挙会ごとに次に掲げるとおりとする。ただし、2以上の更正決定等選挙会を同日に開く場合において同一人がそれぞれの更正決定等選挙会の職務を執行したときは、一の更正決定等選挙会の報酬額を超えることができない。</u></p> <p data-bbox="125 970 465 1059"><u>(1) 選挙長 6,000円</u> <u>(2) 選挙立会人 5,000円</u></p> <p data-bbox="98 1072 1149 1152">4 選挙長等の職務代理者が選挙長等の職務を代理した場合には、当該選挙長等の報酬額とする。</p> <p data-bbox="183 1165 277 1200"><u>付 則</u></p> <p data-bbox="98 1212 1149 1248"><u>1 この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p data-bbox="98 1260 1149 1442"><u>2 改正後の選挙長等の報酬および費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙および投票について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙および投票については、なお従前の例による。</u></p>	<p data-bbox="1202 252 2210 331">○選挙長等の報酬および費用弁償に関する条例 昭和34年4月1日条例第6号 (報酬の額)</p> <p data-bbox="1149 395 2210 430">第2条 選挙長等の報酬の額は、別表の定めるところによる。</p> <p data-bbox="1149 443 2210 625">2 前項の報酬の額は、選挙または投票ごとの定額（期日前投票所の投票管理者および投票立会人が、その職務を執行したときは、日額）とし、選挙または投票を2以上同時に行う場合において同一人がそれぞれの選挙または投票の同一職務を執行したときは、一の選挙または投票の報酬額を超えることができない。</p> <p data-bbox="1149 1072 2210 1152">3 選挙長等の職務代理者が選挙長等の職務を代理した場合には、当該選挙長等の報酬額とする。</p>

改正後

別表（第2条関係）

選挙長等 選挙の別	選挙長	開票管 理者	投票所 の投票 管理者	期日前 投票所 の投票 管理者	選挙立 会人	開票立 会人	投票所 の投票 立会人	期日前 投票所 の投票 立会人
国が管理する選挙および投票		18,000 円	<u>20,000 円</u>	<u>17,000 円</u>		14,000 円	<u>16,000 円</u>	<u>14,000 円</u>
都が管理する選挙および投票		18,000 円	<u>20,000 円</u>	<u>17,000 円</u>		14,000 円	<u>16,000 円</u>	<u>14,000 円</u>
区が管理する選挙および投票	18,000 円	18,000 円	<u>20,000 円</u>	<u>17,000 円</u>	14,000 円	14,000 円	<u>16,000 円</u>	<u>14,000 円</u>

備考 投票所および期日前投票所の投票管理者および投票立会人が職務を執行した時間が投票時間に満たないときの報酬額は、それぞれの報酬額を投票時間で除して得た額に職務を執行した時間を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

改正前

別表（第2条関係）

選挙長等 選挙の別	選挙長	開票管 理者	投票所 の投票 管理者	期日前 投票所 の投票 管理者	選挙立 会人	開票立 会人	投票所 の投票 立会人	期日前 投票所 の投票 立会人
国が管理する選挙および投票		18,000 円	<u>18,000 円</u>	<u>15,000 円</u>		14,000 円	<u>14,000 円</u>	<u>12,000 円</u>
都が管理する選挙および投票		18,000 円	<u>18,000 円</u>	<u>15,000 円</u>		14,000 円	<u>14,000 円</u>	<u>12,000 円</u>
区が管理する選挙および投票	18,000 円	18,000 円	<u>18,000 円</u>	<u>15,000 円</u>	14,000 円	14,000 円	<u>14,000 円</u>	<u>12,000 円</u>

備考

- 投票所の投票管理者および投票立会人が職務を執行した時間が当該投票所の投票時間の2分の1であるときの報酬額は、それぞれの報酬額に2分の1を乗じて得た額とする。
- 期日前投票所の投票管理者および投票立会人が職務を執行した時間が当該期日前投票所の投票時間の2分の1であるときの報酬額は、それぞれの報酬額に2分の1を乗じて得た額とする。